

ノスクマード[®]知財ニュース

7

2011

◆ 「堂島ロール」の販売元「モンシュシュ」が商標権侵害訴訟で敗訴

「堂島ロール」で有名な株式会社モンシュシュ（大阪市）に対し、チョコレートについての商標権を侵害されたとして、洋菓子メーカーのゴンチャロフ製菓株式会社（神戸市）が差し止めと損害賠償を求めた訴訟の判決が6月30日に、大阪地方裁判所であった。

ゴンチャロフ製菓株式会社は昭和56年、洋菓子・パンを指定商品として「MONCHOU CHOUE モンシュシュ」を商標登録し、その後、チョコレートの商品名として当該商標を使用していた。一方、モンシュシュ株式会社は平成15年以降、洋菓子の包装や店舗の看板などに「Mon chouchou」の標章を使用していた。

裁判長は、モンシュシュ株式会社が使用している標章がゴンチャロフ製菓株式会社の登録商標と類似するため消費者が混同すると認定し、モンシュシュ株式会社に対し、店舗の看板やホームページなどから標章を抹消し、標章入りの洋菓子包装や広告などを廃棄すると共に、約3650万円の支払いを命じた。

損害額の算定において、裁判長は「モンシュシュ」という標章よりも「堂島ロール」の知名度がモンシュシュ株式会社の売上に寄与した、と判断し、ゴンチャロフ製菓株式会社が主張した商標使用料率の2%を認めず、同使用料率を0.3%として、2006～2009年度のモンシュシュ株式会社の売上から損害賠償額を約3560万円と算定した。

上記訴訟では、株式会社モンシュシュの売上が「堂島ロール」の知名度によるところが大きいと判断されたため、「モンシュシュ」の商標権侵害による損害額が低く算定された結果となつたが、このような事情が無く原告の主張通りに商標使用料率が2%と算定されれば、2億円を超える損害賠償の支払いが命じられていた可能性がある。

事業の開始段階には自社の使用予定の標章を調査し、商標登録を検討すべきであり、会社名等のハウスマークについては特に慎重な対応が求められる。また、事業の成長段階においても足元をすくわれないよう、各使用標章の安全性について再検討することも重要である。

◆ 中国の「讃岐うどん」商標登録認めず

上海市内の個人が2006年2月に中国で出願した讃岐うどんを意味する「讃岐烏冬」の商標について、中国商標局が登録を認めない決定を下した。

同商標は、2009年5月に公告され、これに対し、香川県や本場さぬきうどん協同組合など4者が共同で同年8月に異議を申し立てていた。

決定書では「讃岐は日本の古い地名、烏冬は日本の麺を意味し、讃岐地域の特産品として有名」、「日本特産の麺として中国で先行して使用され、公衆に熟知されているため、登録は誤認を生じさせやすい」と指摘している。

中国では特許を含め、知的財産の出願が急増している。中には権利性の無いものも多いと思われるが、後になって異議申し立てをする前に、自ら出願しておくべきであろう。

株式会社ノスクマード[®]インスティチュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード®知財ニュース

8

2011

◆ グーグルがモトローラを買収

米グーグルは、携帯端末メーカーの米モトローラ・モビリティ・ホールディングスを125億米ドルで買収すると発表した。これは、グーグルによる企業の合併・吸収（M&A）案件で過去最大になる。

グーグルのCEO（最高経営責任者）であるラリー ペイジ氏は、今回の買収について公式ブログで「当社の特許ポートフォリオが充実し、マイクロソフトやアップルなどの反競争的な攻撃からアンドロイドを守ることができる。」と説明している。

アンドロイド関連商品に対する特許侵害訴訟は、報道されているだけでも45件を超えるという。

◆ 京都大、米国でiPS細胞の基本技術に関する特許取得

京都大は、iPS細胞の作製技術について米国で特許を取得したと発表した。京都大は、日本、欧州でも既に特許を取得しており、市場の8割を占める「日米欧」でiPS細胞の基本特許を取得したこととなる。京都大は関連技術を大学外でも積極的に利用してもらう方針をとっているため、iPS細胞の応用研究が一層加速することが予想される。

開発に関わった山中伸弥教授は、「(iPS細胞の日本での特許出願から)まさか6年もかかるとは思わなかったが、多くの困難を乗り越えてようやく米国で成立した。多くの人に感謝している。」とし、また、「あくまで基本特許。慢心せずに、より多くの知的財産を獲得したい。」と語った。

◆ 「小石丸」シルク販売、商標権侵害で書類送検

京都府警上京署は、日本純糸種の蚕「小石丸」の名称を無断使用して西陣織の袋帯を販売したとして、西陣織産地問屋（京都市）の男性社長を商標法違反の疑いで、書類送検した。

同社長は2009年6月、別種の絹糸を使った袋帯10本に「幻の最高級シルク小石丸」と虚偽の表示をして御問屋に約22万円で販売した。このような行為は、袋帯について「小石丸」の名称を商標登録している袋帯メーカーの商標権を侵害する行為となる。

同社長は「有名だから使った」と概ね容疑を認めている。

こうした商標権の侵害行為を行った者には、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれらが併せて科される可能性があり、また、その使用者である法人にも3億円以下の罰金刑が科される可能性がある。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード® 知財ニュース

9

2011

◆ 米国特許法が改正 先願主義に

9月16日、オバマ大統領が米国特許法改正案に署名し、同法が成立した。同改正法案は2005年に提案され、2007年、2009年に改定された後、2011年6月に下院、9月8日に上院を通過していた。

今回の改正では、米国特許制度が先発明主義から先願主義に変更される。

Microsoft、Google、Apple等は、先願主義を支持し、同改正法案により米国の知的財産制度が他国に負けないものになると主張してきた。

その他の変更点として、米国特許商標庁が新規特許出願に対し独自の料金を設定し徴収できるようにされたこと、付与後に異議が申し立てられた特許に対する見直しの制度が調整されたこと、情報開示後に発明者がその特許を出願できる期間が変更されたことが挙げられる。

◆ 横浜税関の偽ブランド品の輸入差止件数 約60%増

横浜税関は、今年の上半期における偽ブランド品など知的財産権を侵害した物品の輸入差止件数が計283件となったと発表した。前年同期比58・1%増で、横浜税関は「国際郵便の利用で輸入が小口化し、件数を押し上げている」と分析している。

輸入元は中国が230件で全体の81・3%を占め、その他はタイ18件(6・4%)、トルコ15件(5・3%)、ペルー6件(2・1%)となっている。

06年ごろまで輸入元は中国と韓国との比率がほぼ同じだったが、近年はほとんどが中国で、税関は「中国での取り締まりが追いついてない」としている。

また、知的財産の種類別で見ると、偽ブランド品など商標権を侵害するものが271件で大半を占めた。

◆ 「サトウの切り餅」特許権侵害訴訟 越後製菓の訴え認める

焼いた時に形が崩れないよう工夫した切り餅の「切り込み」の特許権を侵害されたとして、越後製菓が佐藤食品工業に対して「サトウの切り餅」など5品目の製造・販売差し止めや14億8500万円の賠償を求めた訴訟の控訴審で、知財高裁は7日、佐藤食品による特許権侵害を認める中間判決を言い渡した。

1審の東京地裁は昨年11月に越後製菓の請求を退けており、事実上の逆転判決となる。

判決によると、越後製菓は当該「切り込み」を入れた切り餅を開発して2008年に特許権を取得し、佐藤食品は側面のほか上下の面にも十字形の切り込みを入れて切り餅を製造・販売していた。

判決では「越後製菓の特許は側面のみの切り込みに限定したものではない」と指摘し、佐藤食品の切り餅について「越後製菓の特許権の範囲内」と結論づけた。

知財高裁は今後、損害額算定や差し止めの範囲について審理する。

株式会社ノスクマード® インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード®知財ニュース

10

2011

◆ 知財ビジネスマッチングマート事業 第1号成立

近畿経済産業局は、大企業の特許等を中小企業に移転して中小企業を支援する「知財ビジネスマッチングマート事業」の第1号として、京都府の工業用フィルム加工メーカー 中島工業と富士通との間で、特許ライセンス契約が成立したと発表した。

同事業は、大企業の開放特許等を技術力のある中小企業に移転して中小企業の新製品開発や新事業等を支援する目的で、同経産局が本年度から開始したものであり、「特許シーズとニーズの発掘」、「オープン交流会の開催」、「個別面談会」、「ライセンス契約までのサポート」などを事業内容としている。

同産業局は、「今後とも当事業の各地での展開を通じ、大企業と中小企業等の間の知的財産を軸としたマッチングを図ることにより、中小企業等の新製品開発や新事業展開を進展させ、地域競争力の強化に繋げます。」としている。

11月には堺市、12月には東大阪市でオープン交流会が開催される。

◆ 海賊版使用可能な改造「Wii」販売、商標法違反で逮捕

愛知県千種署は、任天堂のゲーム機「Wii（ウィー）」を、海賊版ソフトを使用できるように改造して販売したとして、愛媛県八幡浜市の農業の男性（33才）を商標法違反の疑いで逮捕した。

この男性は、中古のWii本体を約5千円で仕入れ、内蔵プログラムを改造することで海賊版ソフトが使用できる状態とし、インターネットオークションなどで販売していた。

◆ 韓国LG電子、BMW・アウディ韓国法人に販売差し止め請求

9月28日、韓国のLG電子は関連の部品会社（LGイノテック）と共同で、BMWとアウディの韓国現地法人に対する販売差し止めを求める訴えを起こした。

LG電子が特許侵害と主張するオスラム（独）の照明製品が、両社の自動車等に使用されていることを問題視している。

LG電子は今年7月、オスラムにLED関連の特許を侵害されたとして、韓国貿易委員会に対しこれらのLED製品の輸入差し止めを求めていた。

LG電子は、「今回の特許侵害が成長著しいLED業界に与える影響が強まっていることから、われわれは訴訟範囲をオスラムのLEDパッケージ商品を使用する自動車メーカーにまで広げた」としている。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード®知財ニュース

11

2011

◆ ホンダ インドネシアの模倣品排除により汎用エンジン等の販売台数4割増

インドネシアでホンダの汎用エンジン等を販売する現地法人ホンダ・パワー・プロダクツ・インドネシア（H P P I）は、今年の販売台数が11万台（前年比4割増）に達する見込みであると発表した。

同社は、今年7月から当局と協力して集中的に模倣品の摘発を行った成果もあって、8月以降の販売が好調となっている。また、模倣品の廃棄に関する情報をメディアに公開することで、模倣品の撲滅活動を周知させている。

同社の社長は「品質の悪い模倣品から顧客を守るだけでなく、ホンダのイメージを維持するためにも、地道な活動を続ける」としている。

◆ 氷見産寒ブリの保護に図形商標を表示した統一箱を採用

富山県の「氷見魚ブランド対策協議会」は、氷見産寒ブリのブランドを保護するために、図形商標を表示した統一の出荷箱の使用やブリ1本ごとに管理番号入りの販売証明書を添付することを発表した。

氷見産寒ブリに関しては、昨年12月に氷見市の魚仲買業者が福井県産のブリを「氷見産」と偽って表示して販売する問題が発生していた。

従来、氷見産寒ブリは漁協指定の青色の箱に入れて出荷されてきたが、箱の管理は仲買業者任せでデザインも様々であったため、同協議会では箱の管理の曖昧さが偽装につながったとして、統一箱の使用を決めた。

採用される統一箱には、同協議会が特許庁に出願して10月に登録された、「ひみ寒ぶり」の文字と図形とを組み合わせた商標が印刷され、寒ブリ1本ごとに同漁協が発行する販売証明書も添付される。

◆ 中国で模倣品の一斉取り締まり 182都市で6兆円

約1年前に中国国務院と公安部が全国の公安機関に対して命じた、知的財産権を侵害する劣悪商品製造・販売の一斉取り締まりにより、現在までに6700組の犯罪グループが摘発された。

摘発の対象となった商品の販売価格の総額は180億元（約2218億円）以上で、正規品の価値にすると5000億元（約6兆1600億円）以上になる。

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.yanagino.com>

ノスクマード®知財ニュース

12

2011

◆ 特許出願件数 中国が日本を抜いて第二位

世界知的所有権機関（W I P O）が発表した「世界知的所有権統計」によると、国・地域別の特許出願件数で中国が初めて日本を抜いて世界第二位となった。中国は2009年に経済危機の影響を受け前年比3.6%減と落ち込んだが、2010年は前年比24%以上の伸びで39万件余りを記録し、日本の約34万5千件を上回った。第一位は米国（約49万件）であり、2006年に日本を抜いてから首位をキープしている。また、2010年の世界における特許出願件数は前年比7.2%増の約198万件で過去最高を記録した。

一方、2010年の世界における商標出願件数は約366万件（前年比11.8%増）であるが、中国が受け付けた出願は約105万件であり、2位の米国の約28万件を大きく引き離している。

◆ 音や動きも「商標」に

特許庁は商標法について抜本的な改正の検討を始めた。現行の商標法に「商標」として規定される「文字」、「記号」、「図形」、「立体的形状」等に加えて、CMで流れる企業名の「音程」やロゴの「動き」、製品に付されているマークの「位置」等も保護対象とすることを検討している。これらは米国や欧州では既に認められているものもあり、日本も環太平洋経済連携協定（T P P）への交渉参加など自由貿易化の流れに合わせた、自国の知的財産権の保護強化の一環として改正する方針である。

このような商標の保護対象の拡大は日本だけでなく各国で検討されているが、その背景には自由貿易協定（F T A）等の貿易自由化とそれに伴う各国の知的財産権の保護強化という世界経済の大きな流れがある。

◆ 特許庁が知的財産権事例集を発刊

特許庁は、知財を武器に活躍している中小企業等の取組事例を紹介した「がんばろう日本！知的財産権活用企業事例集2011」と、デザインを活用した企業の調査結果をまとめた「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」を発刊した（以下の特許庁のサイトにも掲載中）。

- ・「がんばろう日本！知的財産権活用企業事例集2011」

http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/design_chizai_jirei.htm

～知的財産を戦略的に活用し、下請企業からの脱却や新たなビジネスモデルの構築に成功した中小企業等の事例が紹介されています。多くの中小企業が、その魅力と潜在力を開花させるきっかけになることを期待しています。～（特許庁）

- ・「なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集」

<http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111213003/20111213003.html>

～日本企業は今後、世界で通用するデザイン性を持たなければグローバルマーケットで勝つことなど決してできない。デザインを活用した市場へのアピール戦略、高い市場シェアを長期確保するための戦略など、意匠権を中心とした産業財産権の活用戦略の参考として御活用下さい。～（特許庁）

株式会社ノスクマード®インスティチュート®

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-1 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066 URL <http://www.yanagino.com>